

(整理番号 2507)

長野地方最低賃金審議会

第 3 回長野県最低賃金専門部会 議事録

令和 7 年 11 月 27 日 公開

開催日時	令和 7 年 8 月 4 日 14 時 30 分 ~ 15 時 35 分					
場所	長野労働局 2 階会議室					
出席状況	公益 代表 委員	出席 3 人	定数 3 人			
	労働者 代表 委員	出席 3 人	定数 3 人			
	使用者 代表 委員	出席 3 人	定数 3 人			
主要議題	1 長野県最低賃金の改正審議について 2 その他					
議事録						
開会						
○岡田賃金室長 これより長野地方最低賃金審議会、令和 7 年度第 3 回長野県最低賃金専門部会を開催いたします。まずは定足数の確認です。本日は、公益委員の廣瀬委員がテレビ会議システムによる出席となり、出席者は委員 9 名中 9 名全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に基づき、本部会は有効に成立していることを御報告します。また、本日は 2 名が傍聴に、報道機関 2 社が取材に来られていることを併せて御報告いたします。それでは、これから審議につきまして、山本部会長よろしくお願ひいたします。						
○山本部会長 皆さん、こんにちは。本日第 3 回最低賃金専門部会ということで、またよろしくお願ひいたします。本日第 7 回の目安答申に関する小委員会を午前 10 時から開催しているということで、かなり時間が掛かっているというようなことを聞いておりますけれども、長野では長野の実情を反映した労使双方のイニシアティブのもと、論議を進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。それでは、本日の議事録確認委員を指名いたします。労働者代表委員からは竹村委員、使用者代表委員からは中村委員にお願いをいたします。						

前回は、労使双方から、基本的な考え方の発表とそれに対する労使の質疑をしていただき、使用者側からは金額の提示をしていただきました。改めて、使用者側から提示いただいた金額を確認しますと、現行県最賃額998円に賃金改定調査第4表 のBランク賃金上昇率3.4%をかけて、34円アップの1,032円という提示をいただきました。

それでは、本日から、具体的な金額審議を開始したいと思いますが、その前に、事務局から現在の中央最低賃金審議会の状況の報告をお願いいたします。

岡田賃金室長

前回7月30日の第2回専門部会以後、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会は、7月31日木曜日に第5回、8月1日金曜日に第6回が開催されましたが、目安額の結論に至らず、本日、8月4日月曜日午前10時から第7回が開催されております。現在の審議状況は、具体的な目安額の報告がなされていないということで、中央の方からこちらに連絡が来ていない状況でございます。

山本部会長

それでは中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会で引き上げ額の目安がいまだ決まっていないということですけれども、労働者側から考え方の追加や、持ち帰り協議した内容、あるいは可能であれば金額提示ですけれども、その辺ご準備がございましたらご発表いただけますでしょうか。

竹村委員

皆様お疲れ様です。私から金額のことで少しお話をさせていただきたいと思います。連合長野では連合本部もそうですが、バスケット方式によるリビングウェイジという数字を使っております。埼玉県を基準に見ていますが、購入する物が月どのくらいかということから時給を換算する形ですが、その金額が長野は1,130円ということになります。ですので、長野県最低賃金998円との差が132円ということになります。少し大きな数字ですが、連合ではこのくらいが生活していく上で必要だと考えております。なお、これは車を持っていない方の金額で、長野は車を使いますので、その場合は1,440円という金額になりますが、一旦はこの1,130円を目指していきたいと考えております。また、前回、パート募集の下限額に関する資料を出していただきましたが、長野県のハローワークで出ている数字の平均が1,116円でしたので、やはり1,130円くらいが必要ということもあります。現実からすごく離れているかというと、それほど離れていない数字ですので、一旦は1,130円という数字を提案させていただきます。

山本部会長

ありがとうございました。とくに補足とか、他に何かありますか。

(特になしを確認)

ただいま労働者代表委員から基本的な考え方や、金額の提示の発表がありましたけれども、使側の方でご質問、ご意見がございましたらお願ひいたします。

鈴木委員

特にございません。

山本部会長

分かりました。今この時点で、この場では使側からは質問、意見はないということですので、意見交換は終わりにしまして、これからどのように協議を進行したらよろしいか、ご意見をお伺いしたいと思います。引き続き全体で審議を行うか、個別協議に切替えて審議を行うか、ということになりますが、いかがでしょうか。

竹村委員

前回2回意見交換しておりますので、個別でやらせていただきたいと思います。

山本部会長

今、労側から個別協議というご意見がありましたけれど、使側からご意見はいかがでしょうか。

鈴木委員

個別協議の方でよろしくお願ひいたします。

山本部会長

はい、ありがとうございます。労使双方から個別協議で進めるとのご意見がありましたので、これからは個別協議で進めていくという形にしたいと思います。個別協議に関しては、公開とするのか、会議公開要綱の別紙2の(2)の理由に該当するとして非公開とするか、お諮りしたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

竹村委員

こちらは公開でも大丈夫です。

鈴木委員

非公開でよろしくお願ひします。

竹村委員

ではこちらも非公開でお願いします。

山本部会長

ありがとうございます。それでは、これからは非公開で個別協議を進めます。公・労、次いで、公・使の順で行いますので、使側委員は一旦退席をお願いいたします。また、傍聴者、報道機関の皆様は、ここから非公開による個別協議となりますので、退出をお願いします。荷物はすべて持つて退出してください。委員の方々は、控室の用意がありますので、そちらでの待機をお願いします。傍聴人、報道機関の方々は、1階玄関ロビー等でお待ちいただこうお願いします。会議の再開については、追ってお知らせします。それでは、退出をお願いします。

< 個別協議 >

山本部会長

それでは公開による全体協議に戻ります。金額に関して、これまで労側及び使側から提示された金額について改めて確認いたしますが、労働者側が132円引き上げの時間額1,130円であり、使用者側が34円引き上げの時間額1,032円ですので、労使双方の金額に約100円近くの隔たりがあるというような状況になっております。現在の状況を踏まえますと、協議を継続して、次回専門部会に結論を得ることが適当だというように考えます。審議日程について、事務局からご説明をよろしくお願いします。

岡田賃金室長

今年度の審議日程につきましては、委員の皆様に大変ご面倒をお掛けしておりますが、第2回本審議会の資料17の日程表をご覧ください。こちらの表では、明日8月5日は午前10時30分から第4回専門部会を開催することになっておりまして、その場合、表の上の方を見ていただきますと、同日15時から第3回本審を行うことになりますので、専門部会委員以外の本審委員に対して、明日本審を開催する旨を通知することになってしまいます。一方、1枚おめくりいただきますと、これまでの中央の動きなどを踏まえた資料17の日程表予備1がございます。こちらの方は、明日8月5日は13時30分から専門部会を開催し、8月7日午前10時30分から専門部会を開催することになっておりまして、表の上の方を見ていただきますと、8月7日13時30分から第3回本審を行うことになりますので、専門部会委員以外の本審委員に対して、8月7日に本審を開催する旨を通知することになります。日程については、以上です。

山本部会長

ありがとうございます。それでは次回第4回の専門部会につきましては、8月5日火曜日の13時30分から労働局2階会議室で行います。また、第3回本審につきましては、日程表予備1のとおり8月7日木曜日の13時30分からホテル信濃路3階飯綱で行うことによろしいでしょうか。

(特になしを確認)

最後に、労働者代表委員から何かございますか。

(特になしを確認)

使用者代表委員から何かございますか。

(特になしを確認)

ありがとうございます。無ければ、これで本日の部会は閉会することにします。
皆様お疲れ様でした。

閉会